

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

|      |        |      |       |
|------|--------|------|-------|
| 1 番  | 太田佳祐君  | 2 番  | 廣瀬隆博君 |
| 3 番  | 乾豊君    | 4 番  | 若山隆史君 |
| 5 番  | 藤墳理君   | 6 番  | 江上聖司君 |
| 7 番  | 中村ひとみ君 | 8 番  | 安田功君  |
| 9 番  | 角田寛君   | 10 番 | 木村千秋君 |
| 11 番 | 後藤省治君  | 12 番 | 富田栄次君 |
| 13 番 | 栗田利朗君  |      |       |

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

|      |       |         |       |
|------|-------|---------|-------|
| 町長   | 早野博文君 | 副町長     | 片岡兼男君 |
| 総務課長 | 北村嘉彦君 | 企画調整課長  | 藤塚康孝君 |
| 税務課長 | 藤江和明君 | 子育て推進課長 | 吉野敬子君 |
| 住民課長 | 多賀靖君  | 産業課長    | 立川昭雄君 |
| 教育長  | 和田満君  | 学校教育課長  | 藤塚正博君 |

## 3 職務のため出席した事務局職員

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 古藏敦  | 書記 | 陸田友彦 |
| 書記   | 広瀬有里 |    |      |

## 4 議事日程

- 日程第1 議第30号 専決処分の承認について
- 日程第2 議第31号 専決処分の承認について
- 日程第3 議第32号 垂井町手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議第33号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議第34号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第6 議第35号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第36号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 00 分 開会

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和 2 年第 2 回垂井町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、お願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今臨時会中、執行部説明員の出席を関係部署のみとさせていただきます。

また、議会出席者はマスクの着用をさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第 106 条の規定により、4 番 若山隆史君、5 番 藤埴理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

しばらく休憩いたします。

続いて、全員協議会を行いますので、議員の皆さんは協議会室へ移動願います。

午前 9 時 02 分 休憩

午前 9 時 55 分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

---

日程第 1 議第 30 号 専決処分の承認について

---

○議長（後藤省治君） 日程第 1、議第 30 号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 30 号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が 4 月 1 日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日にこれを専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

細部にわたりましては税務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 藤江和明君。

〔税務課長 藤江和明君登壇〕

○税務課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第30号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例のうち、税務課が所管いたします部分について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の1ページを御覧ください。

なお、改正条文は2条立てとなっております。

第1条は、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものでございます。

第36条の3の2、3の3の改正規定であります。給与所得者及び公的年金者等受給者の扶養親族等申告書について、単身児童扶養者に該当する場合においてのその旨の記載を不要とする措置が講じられたことにより、それぞれ第3項の規定を削除するものでございます。

第48条の改正規定につきましては、法人の町民税の申告納付について、租税特別措置法の改正に伴う引用条項を改めるものでございます。

第54条の改正規定につきましては、固定資産税の納税義務者について、字句を整理するとともに、5項の追加規定において調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合は、事前に使用者に通知状を通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることを定めるものでございます。

第61条及び第61条の2の改正規定につきましては、固定資産税の課税標準等について、地方税法の改正に伴う引用条項を改めるものでございます。

第74条の3、追加規定につきましては、登記簿上の所有者が死亡している場合における現所有者に、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日までに当該現所有者の住所及び氏名または名称その他、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることを規定するものでございます。

先ほどの第54条の追加項目である第5項における使用者を所有者とみなす制度と併せまして、所有者不明土地や空き家等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、今回の税制改正で措置を講ずるものでございます。

第75条の改正規定につきましては、固定資産に係る不申告に関する過料について、前条の改正に伴います字句を整理するものでございます。

第95条の2の改正規定につきましては、たばこ税の課税免除の適用に当たって、卸売販売業者において課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に、申告書への添付を不要とするなど、手続の簡素化を図るものでございます。

第95条の4の改正規定につきましては、たばこ税の申告納付の手続について、前条の改正に伴う項ずれを改めるものでございます。

第131条の改正規定につきましては、特別土地保有税の納税義務者等について、第54条の改正に伴う項ずれを改めるものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表の9ページを御覧ください。

第5条の5、第6条の6の2の改正規定につきましては、元号改正に伴います元号表記を整理するものでございます。

第7条の改正規定につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、元号表記を整理するものでございます。

第9条の改正規定につきましては、字句を整理するものでございます。

第9条の2の改正規定につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、通称わがまち特例に係る特例割合を規定するもので、地方税法の改正に伴い項目の削除並びに引用条項のずれを改めますとともに、一定規模の再生エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準特例措置について、水力発電の課税標準の特定割合を4分の3とする第16項の規定を加えるものでございます。

第9条の4の改正規定につきましては、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、第54条の改正に伴う項ずれと元号表記を整理するものでございます。

第10条から第14条までの改正規定につきましては、元号表記並びに字句を整理するものでございます。

第16条の2の改正規定につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、元号表記を整理するものでございます。

第18条の13の改正規定につきましては、第54条の改正に伴う項ずれと元号表記を整理するとともに、18条の14の改正規定につきましては、元号表記を整理するものでございます。

続きまして第2条は、令和元年に制定されました垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、本則中における単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るなどの所要の措置を講ずるものでございます。

次に、改正条項の附則でございます。

議案書の6ページを御覧ください。

第1条で、施行期日を令和2年4月1日としております。

第2条から第4条では、今回の改正に伴います住民税、固定資産税、国民健康保険税に関する経過措置を定めております。

第5条から第8条では、平成27年から平成31年の垂井町条例における垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の附則を本附則において改正するものでございます。

改正内容としましては、元号改正に伴う元号表記をそれぞれ整理するものでございます。

以上、税務課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第30号 専決処分の承認、垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険に係ります部分につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険の改正は、地方税法施行令の改正に併せて改正するもので、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得基準額の引上げによる改正でございます。

国民健康保険税の限度額につきましては、今回の改正によりまして、基礎課税額が現行61万円から63万円に、介護納付金課税額が16万円から17万円に引上げとなり、最高限度額が99万円となるものでございます。

次に、国民健康保険税の軽減措置でございますが、世帯の所得が一定以下の世帯を対象として、応益割分の均等割額及び平等割額について、2割・5割・7割の軽減を行っております。このうち5割軽減の判定所得の算定において、被保険者数の数に乗ずる金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減では被保険者の数に乗ずる金額を現行の51万円から52万円に引き上げるものでございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

改正条例3ページ下段、新旧対照表は8ページを御覧ください。

第153条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改めるものでございます。

第175条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中、「51万円」を「52万円」に改めるものでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

改正条例6ページを御覧ください。

附則といたしまして、第1条で施行期日を令和2年4月1日といたしております。

また、7ページでございますが、第4条で国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は令和2年度以降の年度分について適用するとしております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

## 日程第2 議第31号 専決処分の承認について

---

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第31号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第31号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係ります損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が4月1日に施行されるのに伴い、垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日にこれを専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告いたし、承認を求めますのでございます。

細部につきましては企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第31号 専決処分の承認につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、29ページから34ページを御覧いただきたいと思っております。

この条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償を的確に行うことを目的として定めているところでございます。

今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律や民法の一部が改正されたことに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

まず、第5条第2項第1号につきましては、同条第3項と併せまして文言の整理を行うとともに、同項第2号におきまして、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を改めるものでございます。

次に、附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項につきましては、法定利率の変動制導入に伴いまして文言を改めるものでございます。

続きまして、別表につきましては、非常勤消防団員等の補償基礎額を改めまして、備考第1号の文言の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行させていただくものでございます。

また、第2項では、施行日以後の損害補償及び傷病補償年金等につきまして適用する旨を定めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 専決処分承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

日程第3 議第32号 垂井町手数料条例の一部改正について

---

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第32号 垂井町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第32号 垂井町手数料条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第32号 垂井町手数料条例の一部改正につきまして、演壇にて補足を説明させていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法の公布に伴いまして、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号利用法の一部が改正されました。

デジタル手続法第2条により住民基本台帳が改正され、本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大のため、住民票の除票の写し等及び戸籍の付票の除票の写しの交付が制度化されました。

また、デジタル手続法第4条により番号利用法が改正され、マイナンバーへの移行拡大のため通知カードが廃止されることとなりました。このことに伴い、交付に際して手数料を徴収するため、垂井町手数料条例の改正が必要となるので、一部改正を行うものでございます。

議案書は1ページ、新旧対照表は34ページを御覧ください。

別表5の項中につきまして、住民票の除票の写し等及び戸籍の付票の除票の写しの交付手数料に関する5から8を加えるもので、併せて文言の整理を行うものでございます。

また、6の項中につきましては、通知カードの再交付手数料に関する1を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、別表6の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行するものいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 垂井町手数料条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議第33号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

---

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第33号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第33号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第33号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たす被用者に対して傷病手当金を支給するため、垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

国の緊急対応策第2弾の中で、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、国・県から市町村に向けて支給に向けた条例

整備について要請がされ、また支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととなりました。このことに伴い、傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため条例の一部を改正するものでございます。

後期高齢者医療事務を行っております岐阜県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するため、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正いたしましたことに伴い、垂井町で傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行うため、垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案書は1ページ、新旧対照表は37ページを御覧ください。

第2条では、町において行う事務につきまして規定しております。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に「広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第34号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

---

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第34号 垂井町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第34号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第34号 垂井町国民健康保険条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たす被用者に対して、傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案書1ページ、新旧対照表は37ページを御覧ください。

附則第2条では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定しております。給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合において、療養のため労務に服することができないときに支給するものでございます。

傷病手当金の額は、1日につき直近の継続した三月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とし、対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日といたします。

また、適用期間は令和2年1月1日から9月30日までの間といたしますが、入院が継続する場合は最長1年6月までといたします。

続きまして、附則第3条及び第4条では、傷病手当金と給与等との調整について規定しております。給与等の全部、または一部を受けることができる者に対しては傷病手当金を支給せず、または傷病手当金と支給された一部の給与等との差について支給するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間において適用するものといたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 垂井町国民健康保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第35号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

---

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第35号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第35号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ27億8,702万6,000円を追加し、予算総額を113億3,702万6,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして特別定額給付金給付事業に係ります職員手当等、需用費、役務費、委託料及び負担金、補助及び交付金について。

民生費では、児童福祉費におきまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係ります職員手当等、需用費、役務費、委託料及び負担金、補助及び交付金について。

また、商工費では、プレミアム商品券発行補助金に係ります負担金、補助及び交付金について、それぞれ増額措置を行った次第でございます。

財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により、収支の均衡を図った次第でございます。

細部にわたりましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました議第35号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第1号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億8,702万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億3,702万6,000円とするものでござ

います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目17特別定額給付金給付事業費でございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、特別定額給付金給付事業でございます、町民1人当たり10万円を給付いたします事業でございます。総額27億3,494万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、事務費といたしまして職員手当等で163万1,000円、需用費で214万円、申請書等の郵送料、電話料、振込手数料の役務費で636万7,000円、給付金給付に係りますシステム開発、労働者派遣業務等の委託料で1,891万1,000円をお願いし、事業費といたしまして負担金、補助及び交付金で27億590万円の増額補正をお願いするものでございます。補助率につきましては10分の10、国の補助でございます。

続きまして、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取組として、児童手当を受給する世帯に対象児童1人当たり1万円を給付する事業でございます、総額4,067万7,000円の増額補正をお願いする事業でございます。

事務費といたしまして職員手当等で50万円、需用費で60万円、申請書等の郵送料、振込手数料の役務費で90万円、給付金給付に係りますシステム開発、労働者派遣業務の委託料で315万7,000円をお願いし、事業費といたしまして負担金、補助及び交付金で3,552万円増額補正をお願いするものでございます。補助率につきましては10分の10、国の補助でございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして冷え込む地域経済の下支えのため、商工会が発行いたしますプレミアム商品券の発行の補助といたしまして、負担金、補助及び交付金で1,140万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入、5ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金でございます。総務費国庫補助金で特別定額給付金給付事業費補助金として27億590万円、特別定額給付金給付事務費補助金として2,904万9,000円、児童福祉費国庫補助金で子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金として3,552万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金として515万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金1,140万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらによりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

8ページからは給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

10番 木村千秋君。

○10番(木村千秋君) 議長のお許しを頂きましたので、ちょっと御質問をさせていただきたいと思います。

今回の議第35号の令和2年度垂井町一般会計補正予算につきまして、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回の補正ですけれども、御承知のように、ほとんどはあくまでも国から来る例の10万円給付についての補正であると認識をしております。先ほどの全協でも今後のことについて少し触れられたんですが、あえてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

今回の補正予算、町民の皆様からも大変関心の高い、非常に大きな補正予算、27億8,700万円何がしという格好で、非常に大変関心の高いものでありますので、今回の垂井町一般会計補正予算にコロナの感染症対策の、コロナ関連で垂井町独自の対応策というのが、今御説明ございましたように商工会のプレミアムが上乘せしていったよということで、そうかなあというふうに思っていますが、それ以外のものというのが見当たらないと。これに関して、何かほかに盛り込まれているのかどうかということをまず確認とさせていただきたいと思います。

もし、このプレミアム以外盛り込まれていなかったとするならば、今後垂井町として独自策のお示しのお考え、そういったのがあれば、いつそういったのをお出しになるかというのを併せてお尋ねをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(後藤省治君) 副町長 片岡兼男君。

○副町長(片岡兼男君) ただいまの木村議員の質問に対してお答えさせていただきます。

独自策というものについては、今回この補正予算の中ではプレミアムだけでございます。この後、全協のほうで垂井町独自策を説明させていただきたいと思います。まだ詳細な制度が確立されておりませんので、その中でもんでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長(後藤省治君) 10番 木村千秋君。

○10番(木村千秋君) 副町長の御答弁ありがとうございました。

プレミアムのみということで、今回は独自のものは今後お示しをしていくという格好でありますけれども、既に県内他市町は独自策を発表されていますね。特に大きなまちでありますけれども、市レベルでは様々な1本だけではない、あれもこれもという格好の、ばらまきではない格好で様々な、児童手当3万円上乘せですとか、図書カードを5,000円とか、本当に聞いておりますと垂井町はいつ出てくるんだろうなあということで、そのスピード感というのも大事にさせていただかなきゃいけないと思っております。なので、今後、この後の全協でお示しがあるということですので、大変期待を申し上げながら待ちたいなあと思っておりますが、お願いになって申し訳ないんですけれども、スピード感を持って対応に当たっていただきたいとおしま

すので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 木村議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど後の閉会後に全協でといったことについて、副町長から答弁させましたけれども、その内容については独自色の非常に強い内容であります。後ほどじっくりと御説明申し上げたいと思っておりますし、併せて議会の説明の後に内容について理解を示していただいたという前提で、その後に早速、報道機関の記者発表といえますか、情報の投げ込みもする計画でありますので、何とぞ御理解賜りたいと思います。

○議長（後藤省治君） よろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） ただいまの一般会計補正予算の中での商工費についてお尋ねをしていきたいと思っておりますけれども、これが唯一今回の補正で提示されました垂井町の独自策のプラスアルファで1割が2割というような形の足らず前の補正額を計上されておるんですけれども、実は私、言っておきますけれども、重箱の隅をつつくようなつもりはございません。これは商工会から、要するにプレミアム商品券取扱店募集という形の資料が出ておるんですね。この中には、既に1億2,000万円（20%）ということで、上乘せ10%分、それを加味した状態でのチラシなんですね。あわせて、換金手数料に関しましては、今回はコロナウイルス対策を考慮して手数料はなしとしますと、こうなっているんですね。

そこで、議会の議決を経ずにして事前打合せが必要だということで、こういった形であらかじめ広報を出されておるということ。

1億2,000万円ということに関しては、あえてつきませんけれども、この換金手数料に関しては、1億2,000万円を丸っと100%換金したとして仮定して、従前は2%の手数料が必要だということで、240万円のいわゆる費用がかかるわけですね。これは商工会が持つのか、それとも垂井町が代弁するのかということ、この予算の中に見えてこないんですね。いわゆる町としての意思表示ということも含めて、何がしかの説明があつてしかるべきだとは思いますが、けれども、そこら辺、大言壮語的な議会軽視とかそういうことは言いませんが、どのような取扱いでこの換金手数料を賄われるのか、それを御説明いただきたいと思ひます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

○産業課長（立川昭雄君） ただいま若山議員のほうから、プレミアム商品券の今回の補正予算の内訳についてのお尋ねでございますけれども、プレミアム商品券の発行補助金につきましては、前回、全員協議会場で今回20%、通常10%から20%のプレミアム分ということでお話しさせていただきました。

その中で、商工会のほう迅速に対応していきたいということで、本来なら補正予算の議決を得てからの事業着手というところにつきましてもお話しさせていただいたところでございま

すが、その場におきまして、議員さんのほうから事務処理手数料、換金手数料等についてのお尋ねがありましたので、その後、商工会のほうといろいろ協議いたしまして、今回プレミアム分の通常の10%から今回20%に拡充しますので、1億円の上乗せ10%の町の補助金を9割分見ておりますので900万円、それと合わせまして換金手数料、諸経費等も含めての話ですけれども、1億2,000万円の2%相当分としまして240万円、合わせまして今回の増額補正分で1,140万円をお願いしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第36号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第36号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第36号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、予算総額を28億4,100万円とするものでございます。

補正いたしますものは、保険給付費では、傷病手当金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行いました。

なお、財源につきましては、県支出金の増額措置をした次第でございます。

細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜ります

ようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第36号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を28億4,100万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金、節18負担金、補助及び交付金で100万円増額補正をお願いするものでございます。垂井町国民健康保険条例の一部改正に伴いまして、傷病手当金を支給するものでございます。

続きまして、歳入でございます。5ページをお願いいたします。

款6県支出金、項1県補助金、目1民生費県補助金、節5保険給付費等交付金で100万円増額補正をお願いするものでございます。傷病手当金に係ります特別調整交付金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和2年第2回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 若 山 隆 史

会議録署名議員 藤 墳 理